

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険加入者の資格管理を行っている。 資格の状況により、各種証(被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額・減額認定証)の発行を行っている。 被保険者の属する世帯に対し、所得、人数等に応じて保険税の算出を行い、賦課を行っている。  高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務およびその管理を行っている。
③システムの名称	国民健康保険システム 既存住民基本台帳システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 国保総合(国保集約)システム  医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
資格異動ファイル 緩和措置異動情報ファイル レセプト情報ファイル 高額療養費支給情報ファイル 国保療養費支給情報ファイル 出産育児一時金支給情報ファイル 葬祭費支給情報ファイル 食事差額療養費支給情報ファイル 賦課基本ファイル 介護基本ファイル 支援基本ファイル 賦課個人ファイル 期割情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第16の項 第30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2 第27、42、43、44、45、46の項 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民経済部保険年金課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5115

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 加藤 廣巳	課長 常盤 幹雄	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	総務部総務課	総務部総務課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5334	事後	
平成28年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	総務部総務課	市民経済部保険年金課 神奈川県大和市下鶴間1-1-1 046-260-5115	事後	
平成28年9月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 既存住民管理システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム	国民健康保険システム 既存住民管理システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 国保総合(国保集約)システム	事後	
平成30年7月18日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 常盤 幹雄	課長 堤 健	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 堤 健	保険年金課長		
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	H26.10.28時点	H31.4.1時点		
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	H26.10.28時点	H31.4.1時点		
平成31年4月1日	IV リスク対策 1提出する特定個人情報保護評価書の種	—	基礎項目評価書		
平成31年4月1日	IV リスク対策 2特定個人情報保護の入手	—	十分である		
平成31年4月1日	IV リスク対策 3特定個人情報保護の使用	—	十分である		
平成31年4月1日	IV リスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	委託しない		
平成31年4月1日	IV リスク対策 5特定個人情報の提供・移転	—	提供・移転しない		
平成31年4月1日	IV リスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	—	十分である		
平成31年4月1日	IV リスク対策 7特定個人情報の保管・消去	—	十分である		
平成31年4月1日	IV リスク対策 8監査	—	自己点検		
平成31年4月1日	IV リスク対策 9従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている		
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 既存住民管理システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 国保総合(国保集約)システム	国民健康保険システム 既存住民管理システム 宛名管理システム 団体内統合宛名システム 国保総合(国保集約)システム 医療保険者等向け中間サーバー等		
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1第16の項 第30の項	・番号法第9条第1項 別表第1第16の項 第30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第2 第27、42、43、44、45、46の項	・番号法第19条第7号 別表第2 第27、42、43、44、45、46の項 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として 機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和3年4月1日	IV リスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である		
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事前	